

岩手県市町村総合事務組合条例第5号（令和4年12月19日公布）

市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第13条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく組合市町村等の条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。</u>第13条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを</p>

改正前	改正後
<p>希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p>	<p>希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>18 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定めて、雇用保険法附則第5条第1項に規</p> <p>定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者として規則で定める者に該準に照らして再就職を促進するために必</p> <p>当し、かつ、管理者が同項に規定する指</p> <p>要な職業安定法第4条第4項に規定する</p> <p>導基準に照らして再就職を促進するた</p> <p>め職業指導を行うことが適当であると認め</p> <p>たもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>する職業指導を行うことが適当であると</p> <p>認められたものとする。</p> <p>」</p>	<p>18 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定めて、雇用保険法附則第5条第1項に規</p> <p>定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者として規則で定める者に該準に照らして再就職を促進するために必</p> <p>当し、かつ、管理者が同項に規定する指</p> <p>要な職業安定法第4条第4項に規定する</p> <p>導基準に照らして再就職を促進するた</p> <p>め職業指導を行うことが適当であると認め</p> <p>たもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>する職業指導を行うことが適当であると</p> <p>認められたものとする。</p> <p>」</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第4項の規定は、令和4年7月1

日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の市町村職員退職手当支給条例(次項において「新条例」という。)第2条第2項及び第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

3 新条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和元年岩手県市町村総合事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 改正後の市町村職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第2条第2項並びに次項及び附則第4項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による	2 改正後の市町村職員退職手当支給条例第2条第2項並びに次項及び附則第4項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
3 <u>新条例第2条第2項</u> に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、 <u>新条例</u> の規定を適用する。この場合において、その者に対する <u>新条例第3条</u> から第6条の3まで、第6条の5から第6条の10まで及び第8条の2の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。	3 <u>市町村職員退職手当支給条例第2条第2項</u> に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、 <u>同条例</u> の規定を適用する。この場合において、その者に対する <u>同条例第3条</u> から第6条の3まで、第6条の5から第6条の10まで及び第8条の2の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
4 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する <u>新条例第10条</u> の2の規定の適用については、同条中	4 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する <u>市町村職員退職手当支給条例第10条</u> の2の規定の適用

改 正 前	改 正 後
「12月」とあるのは、「6月」とする。 5 (略)	については、同条中「12月」とあるのは、 「6月」とする。 5 (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	